第十三条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が、同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたとき。

二　正当な理由がなく、第十一条第四項において準用する国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定による命令に違反したとき。

第十三条第二項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項第一号又は前項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　正当な理由がなく、第十条の三第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十一条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の二」を「第四十一条」に改める。

第二条第三項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　減価償却資産　法人税法第二条第二十三号に規定する減価償却資産をいう。

第二条第三項第十四号中「第九号」を「第十号」に改める。

第十条を削る。

第十条の二第一項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（同表の第二号又は第三号の第一欄に掲げる個人にあっては機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるものとし、同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を」を「特定機械装置等を」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「第三項及び第九項に」に、「減価償却資産の償却費」を「特定機械装置等の償却費」に、「減価償却資産に」を「特定機械装置等に」に、「当該減価償却資産の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）」を「当該各号の第五欄に掲げる金額」に改め、同項の表中「資　産」を「特別償却限度額」に改め、同表の第一号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）」に改め、同表の第二号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「次に掲げる特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同欄に次のように加える。

イ　当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業（第三項第一号において「特定事業」という。）の用に供した特定機械装置等　その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）

ロ　イに掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額

第十条の二第二項中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第三項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）」を「特定機械装置等」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「の当該」に、「当該減価償却資産」を「当該特定機械装置等」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額」を「に次の各号に掲げる当該特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項の表の第一号若しくは第二号の第四欄に掲げる事業又は特定事業の用に供した特定機械装置等　百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）

二　前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　百分の十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七）

第十条の二第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下第十一条までにおいて同じ。）」を加え、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該特定機械装置等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された当該特定機械装置等の取得価額を限度とする。

第十条の二第九項中「第十条の二第三項」を「第十条第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。